

## 新規出店等促進のための空き店舗・事務所の情報提供に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と公益社団法人富山県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、新規出店等促進のための空き店舗・事務所の情報提供に関して、次とおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、空き店舗・事務所に係る売買、賃貸借等の推進によって県内における新規出店等を促進し、地域商業の活性化および不動産流通の適正化と円滑化を図るため、甲、乙が相互に連携、協力することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗・事務所 何れの用途にも供されていない状態の店舗または事務所をいう。  
(2) 所有者 空き店舗・事務所にかかる所有権その他の権利により、当該空き店舗・事務所の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。  
(3) 利用希望者 店舗または事務所として使用すること目的として、当該空き店舗・事務所の売買、賃貸借等を希望する者をいう。

### （甲の役割）

第3条 甲は、甲や県内市町村が有する空き店舗・事務所への新規出店に係る支援制度の情報を提供するとともに、乙をはじめとする関係団体等との連携に努めるものとする。

2 甲は、空き店舗・事務所の所有者又は利用希望者から、空き店舗・事務所の売買、賃貸借等に関する相談を受けたときは、乙にその相談に関する協力を要請するものとする。

### （乙の役割）

第4条 乙は、空き店舗・事務所の所有者又は利用希望者から、空き店舗・事務所の売買、賃貸借等に関する相談を受ける総合相談窓口を整備する。

2 乙は、前条第2項の規定による要請があったとき、又は前項の規定により整備した総合相談窓口に相談があったときは、乙及び乙の会員の有する空き店舗・事務所の情報を、当該空き店舗・事務所の所有者の承諾を得た上、相談者に提供するとともに、甲をはじめとする関係団体等との連携に努めるものとする。

3 乙は、この協定について、乙の会員の理解と協力を得られるよう努めるものとする。

### （経費の負担）

第5条 第3条の業務に関する費用は甲が、また、第4条の業務に要する費用は乙がそれぞれ負担するものとする。

### （適用上の注意）

第6条 甲は、所有者と利用希望者の空き店舗・事務所に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、一切これに関与しないものとする。

### （苦情又は紛争の処理）

第7条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲、乙協議の上処理するものとする。ただし、所有者と利用希望者との空き店舗・事務所に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

### （協定の解除）

第8条 甲は、乙がこの協定による業務に関し不正又は不誠実な行為をしたときは、この協定を解除することができるものとする。

- 2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責を負わない。  
3 甲、又は乙は、この協定による業務の履行の必要がなくなったと判断したときは、甲・乙協議してこの協定を解除できるものとする。

### （その他）

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月26日

甲 富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井 隆一



乙 富山市本町二丁目3番11号  
公益社団法人富山県宅地建物取引業協会  
会長 追分直樹

